

年 月 日

名張市長

宛て

住 所
申請者 氏 名
連絡先
印

※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金交付申請書

名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金交付要綱（令和元年名張市告示第25号。以下「要綱」といいます。）第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、当該補助金の交付を受けた場合は、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号。以下「規則」といいます。）及び要綱の規定の内容に同意し、当該規定の内容及び裏面に記載した事項を遵守することを誓約します。

1. 事業の概要

項 目	内 容
補助対象空家等種別	<input type="checkbox"/> 特定空家等 <input type="checkbox"/> 不良空家
建築物の所有者の氏名	
申請者の所有者との続	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人（相続の場合） <input type="checkbox"/> その他（ ）
建築物の所在地	名張市
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
総工事費	円
補助対象工事の経費	円
補助申請額	円

2. 添付書類

要綱第7条第1項に規定する書類

※ 不良空家についての申請は、事前判定により不良空家に該当すると判定された場合のみ可能です。

(裏面)

誓約事項

- 1 この申請書及び添付書類「事業実施計画書」等の内容に、虚偽の事項はありません。要綱に定める補助金の交付の要件を欠くに至ったとき又は偽りその他不正の行為を行った場合は、交付を受けた補助金を返還します。
- 2 交付された補助金は、決定を受けた補助対象空家等の除却の工事の用途以外には、使用しません。交付された補助金を当該用途以外の用途に使用した場合は、交付を受けた補助金を返還します。
- 3 決定を受けた補助対象空家等の除却の工事に係る内容の変更又は当該工事の中止若しくは廃止をする場合は、要綱第8条第1項又は第9条の規定による申請を行います。
- 4 決定を受けた補助対象空家等の除却の工事が完了したときは、その完了の日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで、要綱第10条第1項の規定による完了実績報告を行います。
- 5 前項の完了実績報告に基づき、要綱第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、要綱第13条の規定による請求を行います。
- 6 要綱第11条第1項の規定に基づく立入検査及び規則第24条の規定に基づく立入検査等について、名張市長又はその補助機関である職員の求めがあったときは、これに応じるほか、名張市長又はその補助機関である職員の指示に従います。
- 7 規則第26条の規定に基づき、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理するとともに、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとします。
- 8 第1項及び第2項に定めるもののほか、規則若しくは要綱又はこの誓約事項に違反した場合において、名張市長から補助金の返還を求められたときは、これに応じます。